

延長保育契約条項

第1条 (利用料及び園への支払方法)

1. 利用料は、表記(延長保育利用申込書)に記載された「ご利用合計金額」とします。
2. 利用料の支払方法
 - ① 延長保育サービス料については、前払いとしサービスを受ける月の分をその月の月初までに当園に支払うものとします。
3. 利用料の支払が遅滞した場合は、延長保育サービスを受けられない場合があります。

第2条 (延長保育利用料の追加徴求)

1. 契約した延長保育サービスの時間帯を超えた利用があった場合は、次の通りとします。
 - ① 1ヶ月利用契約の方の場合、当園は、時間延長とみなし再計算しなおします。不足分を徴求します。
 - ② 10日以内利用契約の場合も同様とします。
2. 10日以内利用契約においては、10日を超える利用があった場合は、1ヶ月契約とみなします。不足分を追加徴求します。
3. 朝・夜の開園時間を越えた利用はできません。保護者の都合により超える場合は、当園は、超える都度、別途定める開園時間外利用料として追加徴求します。
4. 前各項の追加サービス利用料は、翌月分と合わせて当園に支払うものとします。

第3条 (利用料の減免)

保護者の申告に基づき、下記一覧表記載の項目に該当する場合は、利用料の減免を受けることができます。この場合、確認資料を提出していただきます。

第4条 (再契約・解約)

1. 保護者の都合により、表記の契約内容の変更・解約を行う場合は、変更・解約にかかる月の前月の28日までに、申し出てください。
なお、契約内容の変更は、新たな申込書に記載して、申し込んでください。
2. 第2条第1項、第2項及び第3条のように契約時間や契約日数の超過により追加料金を徴求した場合は、1ヶ月契約への変更、利用時間の契約または食事区分の変更契約をしていただきます。

延長保育サービス利用単価(すべて30分あたり/月)一覧表

		延長保育サービス料(30分あたり/月)		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子
1 か月 利用	C階層(所得税非課税世帯)	1,700	850	0
	D階層(所得税課税世帯)			
	A階層(被保護世帯)	850	210	0
	B階層(市民税非課税世帯)			
10日以内 利用	C階層(所得税非課税世帯)	850	420	0
	D階層(所得税課税世帯)			
	A階層(被保護世帯)	420	100	0
	B階層(市民税非課税世帯)			

- (注)1 変則勤務等によりあらかじめ利用日数が月10日以内であることがはっきりしている場合は、10日以内の契約をすることにより延長保育サービス料及び食費を半額にすることができます。(事前登録制)
- (注)2 2人以上のお子様、延長保育サービスを利用する場合、延長保育サービス料を減免し保護者負担を軽減します。なお、食費は減免にはなりません。
多子減免は、保育園に入園されている園児をカウントします。
- (注)3 A・B階層の方は、延長保育サービス料と食費を減免し半額とします。
第2子かつAB階層減免対象者の延長保育サービス料は75%減免とします。